



平成 29 年 12 月 25 日
商 工 観 光 課

地域未来投資促進法に基づく基本計画を策定

～国の第 2 陣同意を得ました～

市では、平成 29 年 7 月 31 日に施行された「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」（地域未来投資促進法）に基づき、新潟県と共同で基本計画を策定し、平成 29 年 12 月 22 日に国による同意を得ました。

今後は基本計画に基づき、県と連携し、国の支援制度も活用しながら、地域の特性を生かした成長性の高い事業に取り組みます。

1 地域未来投資促進法について

地域未来投資促進法は、地域の特性を生かし、高い付加価値を創出することにより地域経済を牽引する事業「地域経済牽引事業」を実施する民間事業者等を国・都道府県・市町村が一体となって支援するもので、事業のスキームは次のとおりです。

- (1) 市町村と都道府県は共同で、地域の特性とその活用戦略を盛り込んだ「基本計画」を策定し、国が同意
- (2) 民間事業者等は、基本計画に基づく「地域経済牽引事業計画」を策定し、都道府県知事が承認
- (3) 国と都道府県・市町村は承認事業に対して集中的に支援

2 計画のポイント

市の基本計画では、産地化・ブランド化を目指す「ばれいしょ」や「いちご」などの農業特産品を活用した食品関連産業分野及びボールスプラインや医療ガスなどの機械器具・先端加工組立、医療機器等関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野において、高い付加価値の創出を目指します。

詳しくは、別紙「新潟県阿賀野市における基本計画の概要」を参照ください。



阿賀野市イメージキャラクター
「ごずっちょ」

【問い合わせ】

担当：商工観光課 商工振興係 丸山・難波
電話：0250-62-2510（内線 2351）
mail：syokokanko@city.agano.niigata.jp